

「戸田市の新しい公文書管理のルール(案)」について

意見募集期間

令和6年12月6日(金) から 令和7年1月7日(火) まで

概要

戸田市では、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号「公文書管理法」)及び公文書館法(昭和62年法律第115号)に基づき、適正な公文書管理のための新しいルールを制定します。

このルールは、「(仮称)戸田市公文書管理条例」を制定し、情報公開制度・個人情報保護制度と一体的に公文書の管理・利用を行うため、市の実施機関共通の統一的なルールを定めるものです。

このルールの運用開始に伴い、令和7年4月1日から市役所内に公文書館の窓口のオープン、歴史公文書の市民利用の開始、文書の保存・廃棄に係るチェック機能の強化、個人情報保護の強化を図ります。

市民生活への影響

本制度の開始に伴い、(仮称)戸田市公文書管理条例に基づき市役所の行政管理課窓口(情報公開コーナー)に、公文書館の機能を持つ窓口をオープンします。

これに伴い、市民の利用に供する歴史公文書の目録及び文書の公開を開始します。歴史公文書の利用請求が行われた際には、個人情報等の記録が公開されないよう審査を行ったうえで、文書の公開を実施します。

また、歴史公文書の利用に係る手数料を無料とすることで、市民が制度を利用しやすいものとしします。

